四日市市告示第122号

四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年 3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱(平成24年四日市市告 示第133号)の一部を次のように改正する。

改正後

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに、次の各号に定める書類を添付し、四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、同一見本市等の出展事業にかかる補助金交付申請は、連続2年まで行うことができるものとする。
- (1)から(4)まで (略)
- 2 (略)

附則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、第13条の規定を除き、<u>平成32年3月31日限り</u>、その効力を失う。

改正前

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。) は、市長が別に定める期日までに、次の各号に定める書類を添付し、四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) \sim (4) まで (略)
- 2 (略)

附則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、第13条の規定を除き、<u>平成30年3月31日限り</u>、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)